令和7年9月定例会(事前) 地域活性化対策特別委員会資料 企画総務部

徳島県過疎地域持続的発展方針(案) 〈後期方針〉

令和8年度~12年度

令和7年 月策定

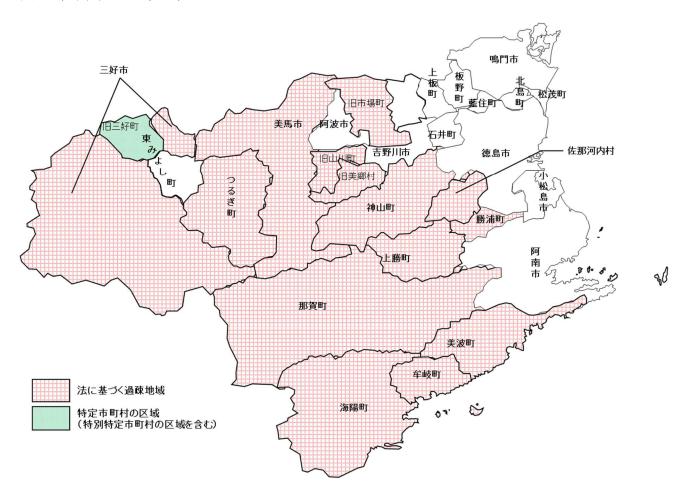
徳 島 県

徳島県過疎地域持続的発展方針

この徳島県過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条の規定に基づいて定めるものであり、令和3年度から令和12年度までの10年間における本県の過疎地域持続的発展対策の大綱を示すとともに、県及び市町村が過疎地域持続的発展計画を定める際の指針となるものである。

なお、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は令和3年度から令和12年度までの10年間の時限法となっていることから、この方針は、10年間を各5年間に分け、その前半期間(令和3年度から7年度まで)を前期方針期間、また後半の5年間(令和8年度から12年度まで)を後期方針期間と位置づけ、それぞれの期間に即した方針となるよう見直しを行うことで、徳島県における過疎地域の持続的発展を推進するものである。

図1 徳島県の過疎地域



目 次

第	1 基本的な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1	過疎地域の現状と課題
2	過疎地域持続的発展の基本的な方向
3	広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連
第	2 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成・・・・・・・・・・・・ 1 6
1	移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成の方針
2	移住・定住の促進
3	地域間交流の促進
4	地域社会の担い手となる人材の確保・育成
第	3 産業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
1	産業振興の方針
2	農林水産業の振興
3	地場産業の振興
4	企業の誘致対策
5	起業の促進等
6	事業承継の推進
7	柔軟な働き方の促進
8	情報通信関連産業の振興
9	6次産業化の推進
10	商業の振興
11	観光の振興
第	4 地域における情報化(地域DXの推進) ・・・・・・・・・・・・25
1	地域DXの推進方針
2	電気通信施設の整備
3	地域DXの推進
第	5 交通施設の整備及び交通手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・27
1	交通体系の整備の方針
2	国・県道、市町村道等の整備
3	農道、林道等の整備
4	徳島ならではの地方公共交通ネットワークの実現
5	交通の安全と円滑化対策
6	地方港湾の整備

第	6 生活環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
1	生活環境の整備の方針
2	簡易水道、汚水処理施設等の整備
3	消防・救急体制の充実強化
4	地域防災力の強化
5	鳥獣被害等対策
6	生物多様性の実現
第	57 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進・・・・・・・・33
1	子育て支援の充実、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進の方針
2	子育て支援対策
3	高齢者福祉対策
4	障がい福祉対策
第	§8 医療の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
1	医療の確保の方針
2	無医地区対策
3	特定診療科に係る医療確保対策
4	疾病予防対策
第	。 §9 教育の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
1	教育の振興の方針
2	公立小中学校の教育環境の整備
3	社会教育施設等の整備
第	§ 10 集落の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
1	集落整備の方針
2	集落の維持・活性化
第	。 § 11 地域文化の振興等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
1	地域文化の振興等の方針
2	地域文化の環境整備
3	地域文化の伝承と創造
第	。 『12 再生可能エネルギーの利用推進・・・・・・・・・・・・・・・・4 3
1	再生可能エネルギー利用推進の方針
2	再生可能エネルギーの利用推進
3	バイオマス等の利用推進

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 概況

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「法」という。)第2条第1項に基づく過疎地域をその区域とする市町村の数は11団体であり、その内訳は、市2団体、町8団体、村1団体となっている。

また、法第3条第1項に基づく過疎地域とみなされる区域(以下「一部過疎地域」 という。)を含む市町村は2団体、法附則第7条第1項に基づく特定市町村の区域とみ なされる区域(特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特定市町村の区域 域」という。)を含む市町村は1団体となっている。

なお、本方針における「過疎地域」とは、特段の定めがない限り、「一部過疎地域」 及び「特定市町村の区域」を含むものとし、「過疎市町村」とは、特段の定めがない限 り、過疎地域を含む市町村を指すものとする。

表 1 過疎地域一覧

法第2条第1項に基づく	美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、
過疎地域	神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、
	つるぎ町
法第3条第1項に基づく	吉野川市(旧山川町、旧美郷村の区域)、
一部過疎地域	阿波市(旧市場町の区域)
法附則第7条第1項に基づく 特定市町村の区域	東みよし町(旧三好町の区域)

本県の市町村総数(24市町村)に占める過疎市町村(特定市町村の区域を含む市町村を除く。)数(13市町村)は、全体の過半数を占めており、本県の総人口(令和2年国勢調査)に占める過疎地域(特定市町村の区域を除く。)の人口割合は16.3%となっている。(県内過疎地域(14市町村)においては17.0%)

また、本県の総面積に占める過疎地域(特定市町村の区域を除く。)の面積の割合は73.9%となっている。(県内過疎地域(14市町村)においては75.2%)

本県の過疎地域の特徴として、65歳以上の高齢者が半数以上を占める、いわゆる「限界集落」と呼ばれる集落の全集落数に占める割合(62.1%)が高くなっており、全国平均(40.2%)や、全国で最も高い四国平均(51.9%)をも上回っている。(R6.4.1時点)

過疎地域は、平野部を除く、剣山山系を中心とした山間部に広く分布しており、豊かな自然環境に恵まれているが、人口減少や少子高齢化の進行により、地域の活力が低下するなど厳しい状況にあり、集落の維持・活性化や交通手段の確保などが大きな課題になっている。

(2) 圏域の特色

ア 東部圏域

東部圏域は、県都徳島市を含む15市町村で構成され、人口は551,402人と県全体(719,559人)の約76.6%を占めている。

また、面積は約1,200km²と、県全体の29.9%を占めており、うち森林面積の比率が5割以上である。

圏域は、吉野川流域に広がる平野部及び臨海部と山間部など、幅広い地形を有しており、第3次産業の従事者数は県平均より高く、経済、教育、文化など多くの機能が集積する本県の中心的地域である。

15市町村のうち6市町村が過疎市町村であり、過疎地域では、第1次産業の中でも農業に従事する割合が高い。

また、他圏域と比べ、徳島市など人口集積地に近いことなどから、地域資源を活かしたコミュニティビジネスや、伝統文化、農業体験などを通じた都市部との交流、及び定住促進など、地域の活性化に向けた取組が行われている。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、過疎地域の活力が低下しており、集落機能の維持や交通手段の確保などへの対応が大きな課題となっている。

圏域過疎地域

吉野川市(旧山川町、旧美郷村)、阿波市(旧市場町)、 勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町

イ 南部圏域

南部圏域は、1市4町で構成され、人口は95,160人と県全体の約13.2%を 占めている。

また、面積は約1,500km²と、県全体の36.2%を占めており、うち森林面積の比率が8割以上である。

圏域は、那賀川上流の山岳地帯や、東南部の海岸線など、幅広い地形を有しており、 豊かな自然に恵まれている。

阿南市を除く4町が過疎市町村であり、過疎地域は、第1次産業への従事者が県全体 に比べ高く、中でも漁業に従事する割合は県内で最も高い。

また、海・山・川の豊かな自然環境やアウトドアフィールドなどの地域資源を活用した、ウェルネスツーリズムの推進やサテライトオフィスの誘致等、地域の魅力発信や交流人口の増加などによる地域の活性化に取り組んでいる。

一方で、人口減少や少子高齢化が進行し、労働者不足に起因する地域経済の縮小、南海トラフ巨大地震をはじめとした自然災害に対する地域防災力の低下、地域の伝統文化・風習の継承者不足などへの対応が大きな課題となっている。

圈域過疎地域

那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

ウ西部圏域

西部圏域は、2市2町で構成され、人口は72,997人と県全体の約10.2%を占めている。

また、面積は約1,400km²と、県全体の33.9%を占めており、うち森林面積の比率が8割以上である。

圏域は、北部の阿讃山脈と南部の四国山地に囲まれ、西日本第2位の高峰剣山や四国 三郎吉野川など豊かな自然に恵まれているが、急峻な地形の山間部が多い。

2市2町が過疎市町村であり、過疎地域は、第1次産業と第2次産業への従事者が県 全体に比べ高く、中でも建設業に従事する割合は県平均より高い。

また、平成20年に認定された「にし阿波〜剣山・吉野川観光圏」をはじめ、平成28年には「SAVOR JAPAN (旧:食と農の景勝地)」、平成30年には「世界農業遺産」に認定されるなど、日本で唯一の「トリプル認定」を受けており、この強みを活かし、国内外からの観光誘客の拡大、人材確保に向けた交流機会の創出やサテライトオフィスの誘致など、観光・移住・交流による地域の活性化に取り組んでいる。

一方で、人口減少や少子高齢化が進行し、担い手不足により過疎地域の活力が低下するなど厳しい状況にあり、特に山間部では、集落機能の維持や交通手段の確保などへの対応が大きな課題となっている。

圈域過疎地域

美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町(旧三好町)

(3) 人口の動向

ア総人口

国勢調査により、昭和35年から令和2年までの本県の人口の推移をみると、全体の人口は、昭和35年から昭和45年までは減少し、その後増加したものの、昭和60年頃を境に再減少に転じ、令和2年では72万人となっている。

これを過疎地域についてみると、昭和35年以降減少を続け、昭和35年には30万6千人だったのが、令和2年には12万2千人となり、18万4千人減少した。

一方、非過疎地域では、昭和35年から令和2年までの60年間で5万6千人増加していることから、県外への人口流出に加え、県内においては、過疎地域から非過疎地域への人口移動が相当数あったものと考えられる。

また、昭和35年の人口を100とした指数で人口を表すと、令和2年において、過疎地域では40.0、非過疎地域では110.3であり、昭和50年の人口を100とした指数で人口を表すと、過疎地域では54.7、非過疎地域では102.7となっている。

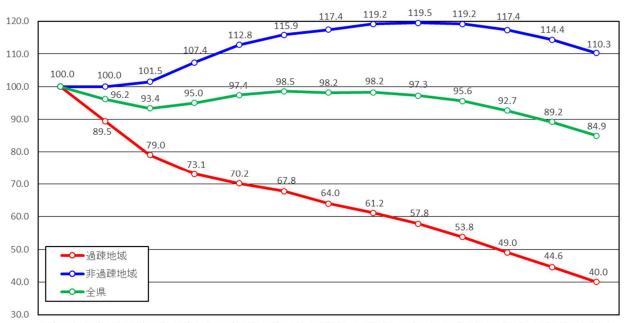
表 2 総人口の推移 (単位:人)

		昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年
過疎地	也 域	305, 673	273, 497	241, 541	223, 541	214, 608	207, 298	195, 645	187, 062	176, 815	164, 525
非過疎均	也域	541, 601	541, 618	549, 570	581, 625	610, 653	627, 591	635, 953	645, 365	647, 293	645, 425
全	県	847, 274	815, 115	791, 111	805, 166	825, 261	834, 889	831, 598	832, 427	824, 108	809, 950

		平成 22 年	平成 27 年	令和2年
過疎	地 域	149, 883	136, 265	122, 365
非過頭	東地域	635, 608	619, 468	597, 194
全	県	785, 491	755, 733	719, 559

(出典:国勢調査(人口等基本集計(確報))

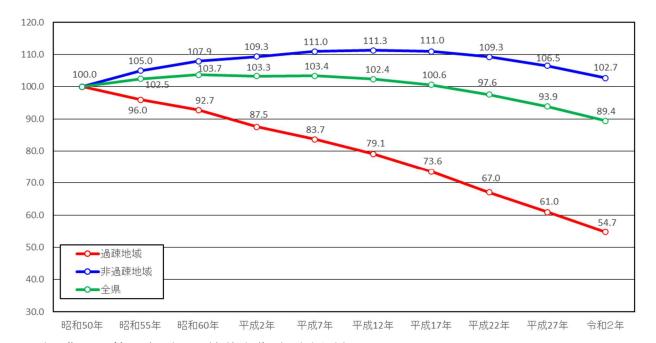
図2-1 昭和35年人口を100とした場合の指数グラフ



昭和35年 昭和40年 昭和45年 昭和50年 昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年

(出典:国勢調査(人口等基本集計(確報))

図2-2 昭和50年人口を100とした場合の指数グラフ



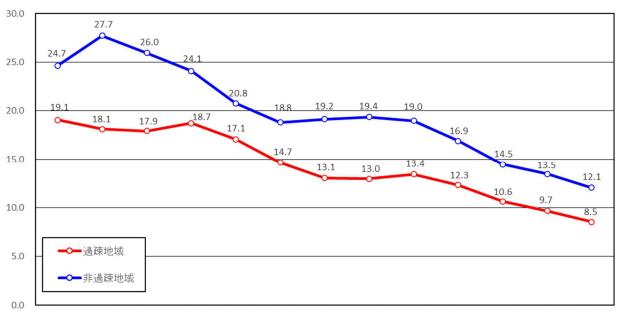
(出典:国勢調査(人口等基本集計(確報))

イ 若年者

過疎地域では、昭和35年から令和2年の60年間に、若年者(15~29歳人口) 比率が19.1%から8.5%に減少している。

一方、非過疎地域においても若年者比率は24.7%から12.1%に減少しており、 過疎地域、非過疎地域ともに若年者は減少傾向にあるが、両地域の若年者比率を比較す ると常に過疎地域が非過疎地域を下回っており、過疎地域の若年者不足を示している。

図2-3 本県の若年者比率の推移



昭和35年 昭和40年 昭和45年 昭和50年 昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年 (出典:国勢調査(人口等基本集計(確報))

ウ高齢者

過疎地域では、昭和35年から令和2年の60年間に、高齢者(65歳以上人口)比率が8.2%から44.2%と大幅に増えており、非過疎地域と比べて、その差が拡大傾向にあり、過疎地域の高齢化が顕著となっている。

一方で、高齢者数は、非過疎地域では一貫して増加しているのに対し、過疎地域では、平成17年の55,811人をピークとして緩やかに減少しており、過疎地域の高齢者数が減少段階に移行していることを示している。

50.0 44.2 45.0 40.0 40.0 過疎地域 33 9 35.0 非過疎地域 30.6 30.8 28.5 30.0 26.0 245 25.0 20.8 20.0 15.7 12.0 11.9 10.0 8.6 8.2 5.0

図2-4 本県の高齢者比率の推移

昭和35年 昭和40年 昭和45年 昭和50年 昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年

(出典:国勢調査(人口等基本集計(確報))

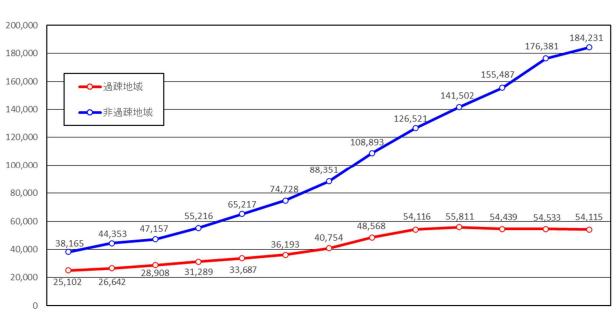


図2-5 本県の高齢者数の推移

昭和35年 昭和40年 昭和45年 昭和50年 昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年

(出典:国勢調査(人口等基本集計(確報))

(4) 財政状況

令和5年度決算における県内市町村の標準財政規模をみると、過疎市町村の平均は 5,142百万円で、非過疎市町村の12,499百万円と比べて財政規模が小さく、 令和5年度単年度財政力指数は、過疎市町村は0.224と、非過疎市町村の0.625 と比べて財政力が脆弱である。

歳入総額に占める地方税(自主財源)の割合をみると、過疎市町村9.77%に対し、非過疎市町村では29.64%となっており、過疎市町村は財源の大部分を地方交付税等に頼らざるを得ない状況となっている。

また、各市町村においては、これまでも集中的な行財政改革が進められてきたが、公 共施設の老朽化対策への対応など新たな行政課題も生じており、更なる取組が求められ ている。

※ここでは、一部過疎地域及び特定市町村の区域を含む市町村を非過疎市町村として整理

標準財政 令和5年度 歳入総額 団体区分 規 模 単年度 に占める (百万円) 財政力指数 地方税(%)

0.224

0.625

9.77

29.64

表3 令和5年度決算にみる過疎市町村の財政状況

5, 142

12,499

(出典:令和5年度市町村財政概要)

(5) 産業別就業者数と産業別総生産額の状況

過疎市町村

非過疎市町村

令和2年の産業別就業者数及び産業別総生産額をみると、過疎地域では、就業者数44,787人、総生産額349,214百万円となっており、非過疎地域では就業者数283,499人、総生産額2,838,497百万円となっている。

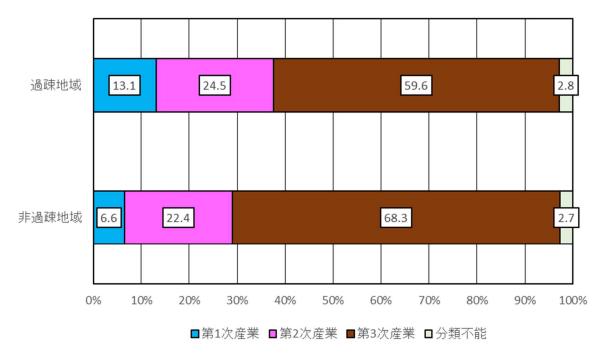
また、令和2年の産業別就業者の割合をみると、過疎地域では、農業を中心とした第 1次産業の割合(13.1%)が非過疎地域(6.6%)よりも高くなっている。

これまでの推移をみると、過疎地域では、昭和35年の就業者数は121,041人となっていたが、令和2年では44,787人と63.0%減少しており、産業別就業者の割合については、第1次産業の割合が年々減少しているのに対し、第2次産業、第3次産業の割合は増加してきている。

農林水産業をはじめとする第1次産業など、過疎地域の基幹産業の厳しい状況が窺える。

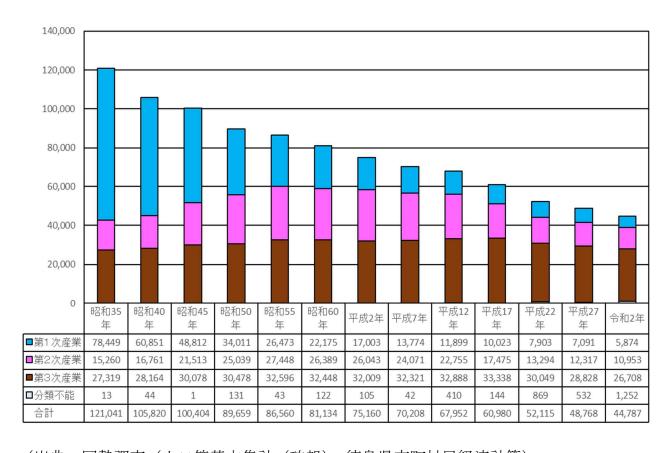
※ここでは、一部過疎地域及び特定市町村の区域を非過疎地域として整理

図3-1 令和2年産業別就業者割合



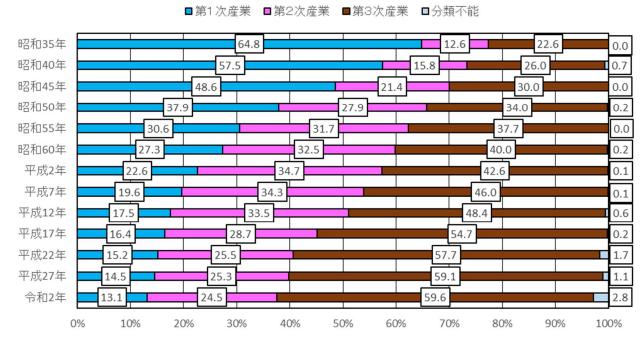
(出典:国勢調査(人口等基本集計(確報)、徳島県市町村民経済計算)

図3-2 過疎地域産業別就業者数の推移



(出典:国勢調査(人口等基本集計(確報)、徳島県市町村民経済計算)

図3-3 過疎地域産業別就業者数の割合の推移



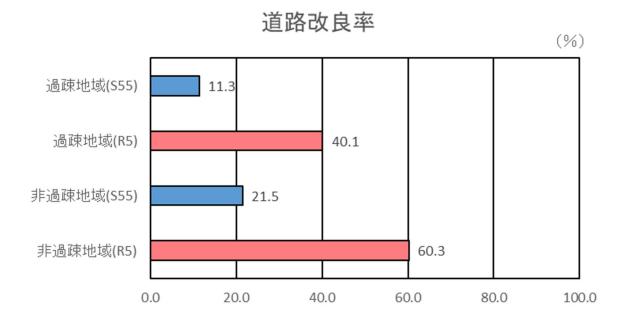
(出典:国勢調査(人口等基本集計(確報)、徳島県市町村民経済計算)

(6) 公共施設の整備状況

過疎地域において、これまで道路や上下水道などの公共施設の整備を図ってきた結果、「道路改良率」、「水道普及率」、「ごみ収集率」、「水洗化率」は、大幅に改善が進んでいるものの、非過疎地域に比べると、依然として格差が存在している。

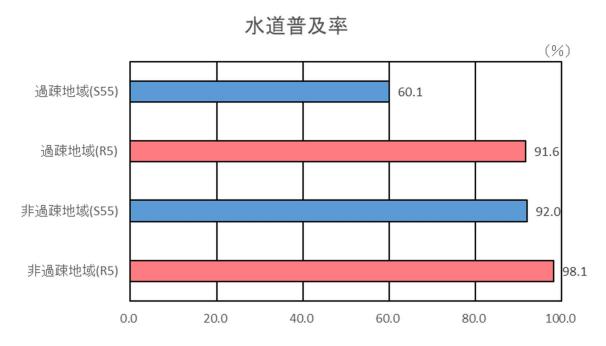
これらの公共施設は、生活基盤の基本となるものであり、住民生活の安全・安心や若者等の定住を図っていくためには、今後も整備を進める必要がある。

公共施設の整備状況 図4-1 道路改良率



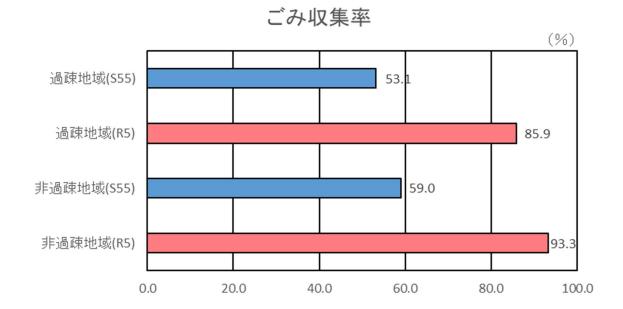
※道路改良率とは、幅員 5.5 m以上の道路構造令の規格に適合する道路(国・県・ 市町村道)の割合(出典:徳島県調べ)

図4-2 水道普及率



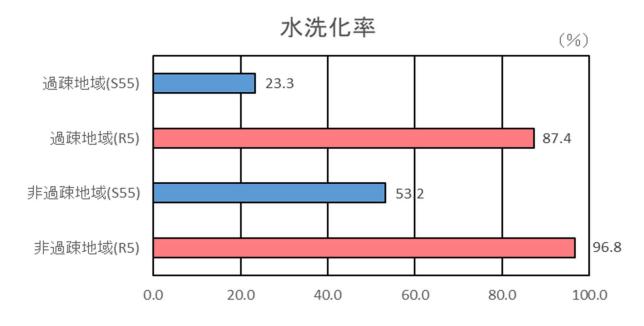
※水道普及率とは、行政区域内総人口に対する現在給水人口の割合(出典:徳島県調べ)

図4-3 ごみ収集率



※ごみ収集率とは、年間排出量に対する地方公共団体が収集している収集量の割合 (出典:一般廃棄物処理事業実態調査)

図4-4 水洗化率



※水洗化率とは、総人口に対する下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、 単独浄化槽、コミュニティ・プラントの汚水処理施設による整備人口の割合 (出典:徳島県調べ)

※表3、図3-1から3-3及び図4-2から4-4については、一部過疎地域及び 特定市町村の区域を非過疎地域として整理

(7) これまでの過疎対策の成果と課題

過疎地域については、昭和45年度に「過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)」が施行されて以来、令和7年度まで約55年間にわたり、過疎地域の振興を図るため、生活基盤整備のハード事業並びに地域の実情に応じたソフト事業を実施してきた。

この結果、公共施設の整備の面や住民の暮らしを守る対策などで一定の成果があがっているが、依然として都市部との格差が存在している。

また、基幹産業である農林水産業や建設業などの低迷に加え、集落全体の相互機能の低下、身近な交通手段の不足や医師不足など、住民の安全・安心に関わる問題を抱えている。

さらに、地域の担い手不足による伝統や生活文化の喪失、森林の荒廃や耕作放棄地に みられるように、過疎地域の豊かな自然環境・景観が損なわれるおそれも生じている。

ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、過疎地域の豊かな自然や伝統文化など、 その魅力や価値が再認識されており、これまで以上にその魅力を最大限に生かしながら、 都市住民との連携・交流を推進し、地域活性化につなげることが重要である。

このような、多様なライフスタイルを実現する機会を提供している場である過疎地域において持続的発展を達成するには、生活基盤整備はもとより、本県の魅力である「豊かな自然」をはじめとする「地域資源」や新たなデジタル技術を活用しながら、地域の実情に応じた身近な生活交通や医療・福祉の確保、集落の維持・活性化及び地域人材の確保など、生活により密着した対策を県及び市町村が一体となって取り組む必要がある。

2 過疎地域持続的発展の基本的な方向

本県過疎地域(14市町村)は、県土の約75%を占めており、「国土・環境の保全」や「食料、水及びエネルギーの安定的な供給」、「美しい景観」や「地域の歴史・文化の継承」など、多面的な機能を有しており、農山漁村のみならず、都市住民の安全・安心な暮らしを支えている「国民共通の財産」である。

一方で、本県の人口は、平成12年国勢調査より一貫して減少を続け、令和5年4月には、推計人口が70万人を下回るとともに、今後、令和32年には3割減の約48万人にまで減少すると予測されている。

本県では、こうした著しい人口減少と少子高齢化に伴う過疎化や労働力不足、地域産業の衰退などが加速的に進み、「静かなる有事」が進行している状況にある。特に、地理的条件の厳しい集落などでは、交通手段、医療・福祉、生活環境など、住民生活に関わる多くの課題を抱えている。

これまで、過疎対策は、昭和45年以来、4次にわたり制定されてきた過疎対策立法に基づき、生活基盤整備のハード事業並びに地域の実情に応じたソフト事業に取り組んできたが、人口減少が進む中にあっても過疎地域の持続的発展を図っていくため、今後は、当面の人口減少を正面から受け止め、限られた財源や人材を最大限に活用しながら、性別や世代を問わず、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な地域づくりを推進する必要がある。

本県では、人口減少による様々な課題を見据え、県政運営指針である「徳島県新未来創生総合計画」において、基本理念として「『未来に引き継げる徳島』の実現」を掲げており、「ずっと居りたい」「いつも帰りたい」「みんな行きたい」と感じられる徳島県を実現するため、「安心度UP」「魅力度UP」「透明度UP」の3つのミッションのもと、17の戦略に基づく施策を展開している。

今後の過疎対策の推進に当たっては、本計画の内容も踏まえ、「危機管理体制の充実と 県土強靱化の推進」、「健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実」、「持続可能な地域産 業の振興」、「労働力・後継者不足対策の推進」、「国内外から選ばれる魅力的な地域づく り」の5つを重点事項として、11の施策体系を柱に、県及び市町村が一体となって、総 合的かつ計画的な対策を積極的に推進する。

<5つの重点事項>

- ① 危機管理体制の充実と県土強靱化の推進
- ② 健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実
- ③ 持続可能な地域産業の振興
- ④ 労働力・後継者不足対策の推進
- ⑤ 国内外から選ばれる魅力的な地域づくり

<施策体系>

- ① 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成
- ② 産業の振興
- ③ 地域における情報化(地域DXの推進)

- ④ 交通施設の整備及び交通手段の確保
- ⑤ 生活環境の整備
- ⑥ 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進
- (7) 医療の確保
- ⑧ 教育の振興
- ⑨ 集落の整備
- ⑩ 地域文化の振興等
- ① 再生可能エネルギーの利用推進

<徳島新未来創生総合計画の施策体系>

ミッション	戦略
安心度UP	1 徳島新未来創生に向けた教育再生
	2 一人ひとりが自分らしく輝ける社会づくり
	3 切れ目のない子育て支援をはじめとした
	「こどもまんなか社会」の実現
	4 グリーン社会の構築
	5 健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実
	6 危機管理体制の充実と県土強靱化(レジリエンス)の推進
	7 県民生活の安全・安心確保
魅力度UP	8 観光立県の推進〜徳島観光復活ビッグバン〜
	9 文化芸術の振興
	10 スポーツ立県の推進
	11 攻めの農林水産業
	12 地域経済を牽引する企業の成長と新産業の創生
	13 労働力・後継者不足対策の推進
	14 国内外から選ばれる魅力的な地域づくり
透明度UP	15 開かれた県政運営の推進
	16 時代のニーズに対応する県政運営体制
	17 持続可能な財政運営の推進

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通通信ネットワーク等の整備により、住民の日常生活圏は、市町村の区域を越えてますます広域化する中、市町村エリアを超えた広域的な地域を単位として活性化に取り組むことは、事業規模の拡大や効率的な投資などの面で期待できることから、今後の過疎対策の実施に当たっては、広域的な視点に立ち、各市町村の特性を踏まえながら、適正な役割分担と相互の有機的関連性を保って実施していくことが重要である。

こうしたことから、本方針に基づき策定される「県過疎地域持続的発展計画」及び「市町村過疎地域持続的発展計画」については、県政運営指針である「徳島新未来創生総合計画」との整合性を図るとともに、「圏域振興計画」や「定住自立圏共生ビジョン」などの広域的な計画と相互に整合性を保つよう十分に調整を図るものとする。

第2 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成

1 移住・定住・地域間交流の促進及び人材育成の方針

過疎地域は、人口減少・少子高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が増えはじめているほか、「県人会への加入」や「ふるさと納税」、「サテライトオフィス企業社員等の二地域居住」まで、地域との関わりの形態・進度は異なるものの、地域や地域の人々と多様に関わる者が増えており、この「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が、過疎地域の担い手となることが期待されている。

このため、様々な機会を通じて、徳島ファンを確保し、地域に「想いを寄せる」「関わる」「更に想いを寄せる」という循環を生み出すことで、過疎地域の活性化につなげる。 また、過疎地域において、地域力の維持・強化を図るためには、移住・交流施策を更に 進めることにより、地域づくりの担い手不足を解消し、これまで以上に地域外の人材の 力を地域に取り込むことが必要になっている。

このため、自治体や移住支援団体と緊密な連携を図り、相談窓口の設置等による情報発信のみならず、SNSを活用した若者目線での情報発信や移住フェアの開催、移住希望者に対する職業紹介、二地域居住の促進など創意工夫を凝らした地域の取組を推進する。

2 移住・定住の促進

著しい人口減少が続く過疎地域を支え、住民の活気が満ちあふれ、多様な人材が活躍する「持続可能な地域づくり」を推進する必要がある。

引き続き、移住・定住の促進を図ることにより、大都市部から地方への新しい人の流れを生み出す「とくしま回帰」を加速させ、地域力の維持・強化を実現する。

3 地域間交流の促進

コロナ禍以降、大都市部の人口集中に伴うリスクが顕在化するとともに、テレワークが一般化する中で、兼業・副業やフリーランスなど多様な働き方の期待が高まっており、こうした「地方回帰の機運」を活かすことが重要である。

また、過疎地域の豊かな自然や伝統文化など、その魅力や価値が再認識されており、これまで以上にその魅力を最大限に生かしながら、都市住民との連携・交流を推進し、地域活性化につなげることが重要である。

このため、SNS等による積極的な情報発信に加え、東京徳島県人会をはじめとする 県人会ネットワークや県内大学等の同窓会など、多様なご縁を生かして交流促進を図る とともに、徳島に関心のある方々が気軽にコミュニケーションを取ることができる 「オンラインコミュニティ」を活用し、徳島に想いを寄せる方々を巻き込みながら地域 の活性化を促進する。

4 地域社会の担い手となる人材の確保・育成

人口減少や少子高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる多様な人材の確保が重要な課題となっている。

特に、若者や女性が、地域における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)により、個性や能力を十分に発揮できない状況に置かれ、都市部に流出することが危惧される。

このため、若者や女性も活躍できる社会の実現を図るため、地域のリーダーとして活躍できる若者や女性の育成を推進するとともに、仕事と家庭の両立など、若者や女性などに魅力ある職場づくりを進めるための支援等を推進する。

また、人口減少により生産年齢人口の減少が加速する中、「国内外から選ばれる魅力的な地域づくり」を推進する必要があることから、高齢者の就労機会促進や外国人材等と県内企業とのマッチングの支援等を推進する。

さらに、「地域おこし協力隊」、「地域活性化起業人」等、国の制度を積極的に活用し、 都市地域の人材を積極的に誘致するとともに、定住および定着に向けた支援の充実を図 り、地域の活力維持や地域の課題解決につなげる。

第3 産業の振興

1 産業振興の方針

本県産業の振興を図り、若者や女性、高齢者や外国人材等の多様な担い手の雇用機会の確保・拡充及び所得水準の向上等を図っていくことは、過疎地域をはじめとする地域経済社会の発展にとって重要な課題である。

農林水産業は、豊かで充実した食料の提供を通じ、県民はもとより多くの人々の「いのち」を支えており、過疎地域をはじめとする生産活動の場である農山漁村は、「くらし」に潤いを与え、恵まれた自然環境や地理的条件を活かし、数々の「とくしまブランド」を生み出すことにより本県経済を支えている。

このため、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に基づき、食料等の生産の「自給力の強化」に向け、「はたらく力」、「つくる力」、「売る力」、「農山漁村の防災力」の4つの力の強化に取り組むことで、過疎地域における農林水産業の活性化や次代の生産者モデルの創出を図る。

また、「中小企業振興条例」に基づき、中小・小規模事業者の産業活動の基盤を築き、 本県産業の持続的発展を図る。

さらに、地域経済の好循環を生み出すため、次世代"光"や蓄電池など県内の技術力とニーズをマッチさせた高付加価値商品の開発につながる新技術の積極的な導入や企画開発力などの強化、産学官金言が一体となった支援や立地優遇制度の充実など、新たな産業やスタートアップ創出に取り組むことにより、地域産業の振興を図る。

加えて、地域経済を牽引する企業の成長を支援することにより、賃上げや雇用につなげ、更なる投資を促進するとともに、早期の後継者確保の動きや、オープンネーム型の M&A、移住、起業の手段としての承継の活発化を図り、円滑な事業承継を推進する。

併せて、県内企業の持続的な成長を図るため、官民一体の「地域商社」や民間企業と連携した県産品のブランディング、「観光・食・文化」の一体的プロモーションなど、県産品の国内外への販路開拓や県内企業の海外進出を支援する。

観光振興については、「もてなしの阿波とくしま観光基本条例」、「徳島県観光振興基本計画(第4期)」に基づき、本県観光の振興に関する施策の推進を図ることとしており、DMOとの連携により、過疎地域の豊かな自然環境や伝統文化などを活用した体験型観光・滞在型観光に取り組むとともに、徳島ならではの地域資源を活かした魅力あふれる観光地づくりを推進する。

2 農林水産業の振興

(1) はたらく力の強化

人口減少や高齢化により、農林水産業従事者の大幅な減少が見込まれる中、農林水産物の安定供給や、農山漁村における地域コミュニティの維持を図るため、新規就業者はもとより、外国人材や「農業支援サービス事業体」等の多様な働き手の育成により、農林水産業の次代を担う人材の確保に取り組む。

ア 担い手の育成

過疎地域における次世代の農林水産業を担う人材を確保するため、「とくしま農林水産 チャレンジセンター」において本県農林水産業の魅力や就業支援制度等の情報発信を行い、UIJターン者や他産業からの転職者など、就業希望者の発掘から農林水産業への 定着をサポートする。

農業では、農業大学校や、「徳島かんきつアカデミー」をはじめとした「アグリチャレンジコース」において、生産技術の基礎はもとより「環境負荷低減技術」や食品加工技術から商品開発までを学べる講座の開設や充実を図り、次代の本県農業を担う人材育成に取り組む。また、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積や集落営農組織の育成、個人・家族経営の法人化を推進し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。

林業では、即戦力となる人材を確保するため、「とくしま林業アカデミー」での研修の充実を図るとともに、「プロフェッショナル人材」を育成するため、林業従事者の習熟度に応じたスキルアップ研修を実施するほか、その受け皿となる、新たな事業体の育成や既存事業体の体質強化の支援に取り組む。

漁業では、「とくしま漁業アカデミー」を核に、即戦力となる人材の育成・確保を推進するとともに、「新規就業者」から「ベテラン漁業者」に至る就業段階に応じたリスキリング教育を効果的に実施することで、浜のリーダーとなる人材の育成を図る。

イ 多様な働き手の確保

農林水産業における担い手が不足する中、外国人材やアクティブシニア、障がい者など、多様な働き手の育成に取り組む。また、作付や収穫などの作業受託を行うことで農業経営をサポートする「農業支援サービス事業体」の更なる育成のため、スマート農機等の導入支援やサービス提供に必要な人材の研修等に取り組む。

(2) つくる力の強化

過疎地域において、生産性の向上等による食料安全保障の強化や、海外市場をも見据えた産業へと転換していくため、各産地が抱える課題を抽出し、重点的に解決を図る「とくしま農業振興プロジェクト」を進めるとともに、AIやクラウドなどのデジタル技術を活用した生産施設等のスマート化や、新技術・新品種の開発・実装を加速し、高い供給能力と収益性を兼ね備えた「産地づくり」を推進する。また、地球温暖化がもたらす気候変動等の影響により、農作物の生育不良や品質低下が懸念される中、環境と調和の取れた持続可能な農林水産業を実現するため、農林水産業における環境負荷の低減に取り組む。

ア DXによる省力化など技術的ニーズや地域特性に応じた生産の振興

農業では、熟練農家の技術を可視化した高品質生産モデルの構築や、「農業用ドローン」、「ロボット草刈り機」、「自動操舵トラクタ」などのスマート農業機械の現場導入を支援する。また、地域計画に基づく農地利用の実現のため、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約に取り組むとともに、ほ場整備や農業用用排水路施設の整備など、地域の実情に応じた生産基盤の整備を推進する。

林業では、高精度な森林情報を一元化するクラウドシステムを構築・運用するほか、林道や作業道などの路網整備、主伐に対応できる高性能林業機械の導入を推進することにより、増産や生産性向上につなげる。また、生産量全国一位の「生しいたけ」をはじめとした特用林産物では、引き続き施設整備の支援を実施する。

水産業では、漁場形成に深く関わる潮流情報や「操業データ収集網」の構築を進め、水 温等のリアルタイム配信や観測地点の追加、デジタル機器の現場導入の推進などにより、 科学的データに基づく効率的な操業を可能とするスマート水産業の推進を図るとともに、 水産基盤では、稚魚の成育場となる藻場の造成や掃海事業の実施などにより、生産力の 高い漁場づくりを推進する。

イ 新技術・新品種の開発と実装

過疎地域をはじめとする生産現場の課題解決を加速するため「とくしま農林水産業イノベーションHUB」において、産学官による革新的な技術やビジネスモデル等の創出を推進するとともに、気候変動による影響を回避・軽減するため、気象データに基づく生産管理・生育予測技術や新たな病害虫に対する防除技術、地球温暖化や海洋環境の変化に適応可能な品種の開発・実装に取り組む。

ウ 環境への配慮と安全性の確保

農業では、化学農薬・肥料や化石燃料の使用を削減する環境負荷軽減技術等の開発・普及に取り組むとともに、気候変動による影響の緩和策として、立地条件に応じ農業用水を活用した小水力発電や太陽光、森林資源等を活かしたバイオマスなどの自然エネルギーの導入支援に取り組む。また、有機JASや国際水準GAP等の認証取得を推進するとともに、県域での「みどり認定」の拡大や認定者の計画達成に向け「トータルサポートチーム」を設立し、新たな技術の導入やスキルアップの支援など、関係機関が一体となった支援を行う。

畜産業では、「JGAP家畜・畜産物」や「農場HACCP」など、国際基準の認証取得に向けた取組の支援や、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に向けた、的確・迅速な防疫措置体制の強化に取り組み、安定供給体制の確保を図る。

水産業では、水産資源を持続的に利用するための「資源管理型漁業」や、環境に配慮した方法で生産する漁業や養殖業を認証する「水産エコラベル」の活用を推進する。

また、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の森林吸収源対策を着実に進めるため、「森林環境譲与税」を財源に森林整備を推進するとともに、県有林等におけるJクレジットの創出・販売を進めるとともに、沿岸部において、二酸化炭素の海洋吸収源となる「藻場」の造成を推進する。

加えて、森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるため、計画的な間伐や森林の更新、 複層林・針広混交林の育成など、多様で健全な森林の整備を推進するとともに、重要な森 林の公有林化や「とくしま県版保安林」等の指定による公的管理を推進する。

(3) 売る力の強化

過疎地域における農林水産物の販売拡大を図るため、官民一体となった地域商社を核として、県産農林水産物等の魅力発信を強化し、国内外への販路を拡大するとともに、食・観光・文化と一体的なプロモーションの展開に取り組む。また、農山漁村の魅力を高めるため、農業遺産やジビエ、農林漁家民宿等の「地域資源」を活用した農山漁村の活性化や、農地等が持つ水源涵養等の多面的機能の維持・保全に取り組む。

ア 農林水産物の魅力発信と販路の拡大

農産物については、高いブランド力や発信力、商品開発力を持つ企業や官民一体の地域商社と連携し、国内外の大消費地におけるマーケットイン型プロモーションにより生産者と実需者との継続的な取引を促進する。加えて、輸出による収益性の向上やターゲットとする市場を明確化したプロモーション、輸出先国のニーズや規制に対応する輸出産地づくりに取り組む。

また、SNSやPRトラック等を活用した情報発信に取り組むとともに、県、市町村、 生産者、民間団体等の連携により、特産物も用いた6次化商品の開発支援に取り組む。

畜産物については、JGAP等の国際基準の認証や「とくしま三ツ星ビーフ」認定の取得促進等によるブランド力の強化や、ハラール専用食肉施設の活用等による海外市場への販路拡大を支援する。

木材については、高品質な製品の供給に向けた加工・流通施設の整備や新商品開発、「徳島木のおもちゃ美術館」を核とした「木育活動」や県産材の利用促進など、川上から川下まで一体的な取組を推進する。

水産物については、販売力の強化を図るため、海外や首都圏等における認知度向上や 消費拡大などに取り組むとともに、漁港機能の集約化により漁獲物の販売活性化を図る ほか、荷揚げ作業の効率化・省力化や安全・安心な漁獲物を安定的に供給するための漁港 や漁業施設等の整備を推進する。

イ 地域資源を活用した農山漁村の魅力向上

都市部と農山漁村との交流により「関係人口」を増加させるため、地域資源である「傾斜地農耕システム」や「樵木(こりき)林業システム」といった農業遺産や、「農林漁家民宿」、「阿波地美栄(ジビエ)」等を活用した、賑わいの創出に取り組む。

また、地域コミュニティの維持・自立化を図るため、農山漁村の住民自らが策定する地域活性策の実践支援や、地域のリーダーとなる「ふるさと水と土指導員」の育成・活動支援、地域住民と企業・大学・団体等の協働活動の支援を進めるとともに、県民・企業・団体など県民総ぐるみによる「とくしま協働の森づくり事業」により、森林づくり活動を通じた環境保全や気候変動対策への意識醸成に取り組む。

また、農用地の多面的機能の維持・保全や耕作放棄地の発生防止を図るため、「日本型 直接支払制度」を活用し、集落ぐるみで地域農業を支える取組を支援する。

(4) 農山漁村の防災力の強化

切迫する南海トラフ巨大地震や激甚化する気象災害など、大規模災害の発生リスクが 高まる中、生産基盤の防災対策等により、安全安心と食料供給能力の確保に向けた農山 漁村の強靱化を推進する。

ア 安全・安心と食料供給能力の確保に向けた生産基盤の強靱化

大規模災害発生時において、農林水産業の維持・継続や被災後の早期再開を図るため、 農業版・漁協版BCPの実効性向上や土地改良区版BCPの策定を促進するとともに、 緊急性の高い地域の「地籍調査」を加速させる。

周辺への影響が大きい農業水利施設や防災重点農業用ため池については、必要に応じて耐震化等のハード整備を行うとともに、監視カメラ・水位計等の遠隔監視装置の設置やハザードマップの作成などのソフト対策についても推進する。

山地では、山崩れや地すべり等の災害から地域住民の生命及び財産を守るため、治山施設や森林の整備を計画的に実施するとともに、地域の事情に精通した「山地防災へルパー」と連携し、危険箇所の調査・点検パトロールを実施するなど、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進する。

漁港や海岸保全施設については、耐震・津波対策による生産現場の強靭化を実施するとともに、住民の迅速な避難に資するよう津波・高潮浸水想定区域図の活用など、ハード・ソフトが一体となった対策を推進する。

3 地場産業の振興

人口減少等による市場規模の縮小や労働力不足が課題となる中、販路拡大や人材育成への支援に加え、デジタル技術の活用などによる「生産性の向上」による競争力の確保や、「高付加価値」な製品の開発への支援に取り組み、地場産業の持続的発展を図る。

また、インターンシップ等の就職支援情報の発信強化やマッチング支援に取り組み、若者の県内就職を促進する。さらに、柔軟な就労環境の普及等により、女性や高齢者、外国人材など多様な人材が活躍できる誰もが働きやすい職場環境整備を支援することにより、人材の確保・定着を図り、地場産業の振興を推進する。

4 企業の誘致対策

る活力あるまちづくりに取り組む。

都市部と比べて安定的な人材確保が困難な過疎地域では、交通ネットワークの整備による生活圏の広域化に伴い、過疎地域から通勤可能な地域を含め、周辺への波及効果のある企業立地を推進する必要がある。

このため、県内市町村と連携し、蓄電池等の成長産業を対象とする企業誘致活動や、人 材育成・確保に対する支援などをきめ細かに行うことで県内外の企業の進出を促進する。 また、サテライトオフィス等の集積を加速させるとともに、地元企業や自治体との協 働を支援することにより、進出企業・人材の知見や技術を活かしたイノベーションによ

5 起業の促進等

地方の過疎化が急速に進む中、地域課題解決と経済成長を加速するスタートアップをはじめとした起業等の促進による地域経済の持続的発展が求められている。

このため、商工団体等と連携した総合的な支援体制のもと、補助制度や融資制度、各種セミナーの開催、販路拡大のためのマッチングフェアの開催など支援事業を展開することにより、若者、女性、高齢者やUIJターンによる起業を促進し、地域の活力の向上を図る。

6 事業承継の推進

人口減少に伴う国内消費市場の縮小や、経営者の高齢化に伴う休廃業による貴重な経営資源の散逸などが懸念されており、グローバル市場に向けた新たな販路開拓やM&Aをはじめとする事業承継の推進など、地域産業の持続的発展の促進が求められている。このため、事業の譲り手側となる事業所の掘り起こしと譲渡資産の見える化を支援す

るとともに、M&Aをはじめとする事業承継の推進を図る。

7 柔軟な働き方の促進

人口減少に伴う労働力不足が過疎地域において深刻な課題となる中、新たな雇用の創 出や雇用継続、定住促進に向けて、若者や子育て世帯などが働きやすい職場環境を整備 するため、テレワークをはじめ柔軟な働き方の普及啓発を促進する。

8 情報通信関連産業の振興

過疎地域の持続的発展に向けた雇用機会の拡充や地域経済の活性化を図るため、全国 屈指の光ブロードバンド環境などの優れた立地環境をPRするとともに、市町村と連携 した企業誘致活動や企業立地優遇制度の活用などにより、コールセンター等の情報通信 関連産業の集積を図る。

9 6次産業化の推進

本県は、豊かな自然に恵まれ、良質な農林水産物が豊富に生産される「食材の宝庫」であり、また、優れた加工技術を有する中小企業等も多数存在していることから、農林水産物の生産から加工、販売までを一貫して取り組む「6次産業化」が発展するポテンシャルを秘めている。

このため、農家や個人事業者の6次化への誘導、6次化に携わる人材の育成、消費者ニーズに対応した新商品や技術の開発、官民一体の地域商社との連携やECサイト等の活用による販路開拓等を支援することにより、過疎地域における新たな雇用の創出や所得の向上を図る。

10 商業の振興

過疎地域においては、少子高齢化による商圏人口の縮小、交通手段の変化、消費者ニーズの多様化、後継者不足等により、地域のにぎわいの核である商店街や地域生活を支えてきた小規模小売業はかつてないほど厳しい状況にある。

このため、融資制度による経営の下支え、UIJターン者等に対する新規創業支援、地域資源を活用した商品開発への支援を行うほか、商工会等の創意工夫を凝らした事業に対して、必要な支援を図る。

11 観光の振興

観光ニーズの多様化や社会・経済情勢の様々な事情の変化に的確に対応し、効果的な観光の振興を図るため、本県では、「観光振興基本計画(第4期)」を策定し、DMOなどの観光団体・事業者・市町村も巻き込みながら、自然・歴史・文化・食などサステナブルな観光資源を活用した高付加価値なコンテンツの造成・ブラッシュアップや既存観光施設の魅力の最大化を図っている。

県下の過疎地域においては、室戸阿南海岸国定公園及び剣山国定公園等、海・山・川などの心癒される豊かな自然や、そうした自然に育まれた豊富で新鮮な食材、伝統文化など魅力あふれる観光資源に恵まれている。

四国の玄関口となる県東部では、DMO「(一社) イーストとくしま観光推進機構」を中心に市町村や事業者等と連携し、近年海外からの注目度が高まっている「四国八十八箇所霊場」や「阿波和紙」をはじめ、SDGsの先進地である上勝町の「ゼロ・ウェイストセンター」や「山犬嶽」など、多様な観光資源を発掘・磨き上げ、域内の周遊・体験観光を通じた観光地域の形成を推進する。

南部圏域においては、DMO「(一社)みなみ阿波観光局」を核とし、世界有数のサーフスポットをはじめマリンスポーツや釣りなどに適した「自然」、農村舞台・祭りなど地域色豊かな「文化」、海鮮料理を中心とした特産の「食」等、様々な分野において、都会には無い環境を最大限に活用し体験型観光の推進を図る。

西部圏域においても「にし阿波〜剣山・吉野川観光圏(平成20年国交省認定)」に加え、「SAVOR JAPAN(旧:食と農の景勝地)(平成28年農水省認定)」、「にし阿波の傾斜地農耕システム」の「世界農業遺産(平成30年国連食糧農業機関認定)」の日本唯一の「トリプル認定」を受けた強みを活かし、更なるインバウンドの獲得に向け、DMO「(一社) そらの郷」等との官民連携のもと、ターゲット国を拡大するとともに、「旅行者目線に立った新たなコンテンツの開発」など、魅力ある観光地づくりを推進する。

第4 地域における情報化(地域DXの推進)

1 地域DXの推進方針

デジタル化は今や社会のあらゆる分野に波及し、その有意性・必要性は広く認められるところであるが、一方で地域格差・情報格差により十分な恩恵を受けられていない住民も少なくない。

この格差を是正し、どこでも、誰でも、デジタル化の恩恵が享受できるよう、5 G基地局や光ファイバ網等の超高速ブロードバンド基盤の整備を促進するとともに、D X を推進するために欠かせない要素であるD X 人材の育成・確保・活用を図りながら、自治体D X 及び地域社会D X を推進し、デジタルデバイドの解消に向けた取組等、過疎地域における地域D X の推進を図る。

2 電気通信施設の整備

(1) 情報通信基盤の整備

光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤は、デジタル社会の実現に必要不可欠なユニバーサルサービスといえるものであるが、その整備は、基本的に民間事業者により行われるものであり、民間事業者の設備投資が望めない過疎地域などにおいては、基盤整備の遅れに伴い、情報格差による新たな地域格差が生じるおそれがある。

このため、過疎地域を中心に、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を目的として、携帯電話等の移動体通信サービスの利用可能な地域の拡大を図ってきたところであるが、引き続き、5G基地局や光ファイバ等の超高速ブロードバンド環境の整備を進め、地域格差の是正(ユニバーサル化)を図る。

(2) 防災行政無線施設

災害発生時における迅速な情報の収集・伝達及び的確な災害対応を行うため、県と市 町村等関係機関を地上系と衛星系との無線通信で結ぶ総合情報通信ネットワークシステ ムを運用している。

これにより、県内はもとより全国の自治体との大規模災害時の広域的通信や被害映像の全国配信が可能となっている。今後とも施設の適正な管理を行い、システムの維持を図る。

また、地域住民の安全確保と的確な災害対応の実施を推進するため、市町村防災行政無線など、市町村から地域住民への迅速かつ正確な情報伝達手段の維持を図る。

3 地域DXの推進

近年のデジタル技術の進展に伴い、過疎地域を含めた中山間地域の多い本県においては、デジタル技術を利活用することが、時間や距離など不利な条件を克服することができる有力な手段である。

このため、県民、事業者、行政などが一体となって、組織や業務プロセス、文化・風土を変革し、地域の魅力を高めるため、デジタル技術の活用を促進する。

(1) 地域DXの推進

過疎地域における住民の利便性向上と行政事務の業務効率化を目的とする自治体DXを進めるとともに、AI等先端技術を含めたデジタル技術も活用しつつ、地域課題の解決を図る地域社会DXについても、官民から成るワーキンググループにより地域課題とデジタル技術の活用を含めた解決策について検討を行い、社会実装を目指すなどの官民協働の取組を積極的に進め、地域DXの推進により新たな価値の創造につなげる。

(2) デジタルデバイド対策

過疎地域において、地域住民がいきいきと生活していくためには、デジタル技術を積極的・主体的に活用することが重要である。子どもから高齢者まで、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指すため、デジタルデバイド対策として、広報、啓発、教育などの事業により、デジタル技術を活用する能力を習得する機会の提供を積極的に進める。

(3) 地域情報の発信

インターネットは、過疎地域の魅力・特性を全世界に瞬時に発信できるものであり、地域間交流をより活性化するための重要なツールである。

このため、インターネットを通じて行政情報をはじめ、地域の伝統・文化・産業・特産品等の情報発信を積極的に進める。

また、本県の魅力発信については、地域住民のみならず、県内外の観光客や外国人観行客からもSNSを通じて魅力発信してもらえるよう、「徳島県無料公衆無線LANサービス(Tokushima Free Wi-Fi)」の周知と利活用を積極的に進める。

(4) 災害情報の共有化

災害時において、迅速かつ適切な支援の実施に繋げるため、情報共有基盤である新たな「災害時情報共有システム」の活用により、被災状況や避難所における被災者ニーズの 把握を行うとともに、関係機関との情報共有に努める。

(5) 適時的確な災害情報の発信

大規模災害発生時に、生命に直結する気象警報や避難情報を県民の皆様へ早期にお知らせし、命を守る行動に繋げていただくため、県公式LINEをはじめとする「SNS」活用により、プッシュ型で適時の情報発信を行う。

また、必要な防災情報全般を容易に入手いただけるよう、県ホームページの充実に努めるなど、適時的確な災害情報の発信を推進する。

第5 交通施設の整備及び交通手段の確保

1 交通体系の整備の方針

過疎地域における暮らしを持続可能なものとするため、基幹集落を中心とした複数の 集落間の連携や、より広い範囲での連携により、人・モノ・情報の広域的交流を促進する 必要があることから、県内の幹線道路ネットワークをはじめ、基幹集落と周辺の地方都 市や、他の集落を結ぶ道路整備等を促進する。

また、四国4県を結ぶ「四国8の字ネットワーク」が、本州四国連絡高速道路とともに、全国の高規格道路ネットワークを形成することにより、救急搬送や災害輸送などの重要な役割を担う「命の道」はもとより、観光や地域経済の発展、「人口減少下」における生産性向上にも寄与することから、高規格道路の「ミッシングリンク(未整備区間)の解消」や「暫定2車線区間の早期4車線化」に向けた整備促進を図る。

さらに、既存道路についても、安全で強靱な県土づくりに向け、戦略的な維持管理・更新等により長寿命化を図るほか、交通安全施設の整備を進め、交通の安全と円滑化を図る。

加えて、徳島ならではの「革新的な公共交通ネットワーク」の構築に向け、幹線バスなど市町村を跨がる広域的な移動手段について、国や市町村、交通事業者と連携し、維持充実させるとともに、広域的な見地から、必要な助言その他の支援を行う。

2 国・県道、市町村道等の整備

(1) 国・県道

国・県道の総実延長約2,508.9 km (令和5年4月1日現在)の内、非過疎地域内は改良率77.7%に対し、過疎地域内は改良率58.9%であり、整備は進んでいるものの依然として格差がみられる。

今後は、安全・安心な暮らしの確保や地域経済の発展に資する道路網の整備を促進するとともに、戦略的な維持管理・更新による長寿命化の推進を図る。

(2) 市町村道

市町村道の総実延長約12,783.7km(令和5年4月1日現在)の内、非過疎地域内は改良率57.4%に対し、過疎地域内は各地域ともその整備が遅れており、改良率は35.9%に過ぎないのが現状である。

今後は、過疎地域の持続的発展に資する路線で重点的な整備や老朽化対策の推進を図る。

(3) 高規格道路

四国4県を結ぶ「四国8の字ネットワーク」の整備が進む中、県南地域は、高規格道路 ネットワークの空白地帯となっている。

今後は、過疎地域の広域交流や災害及び救急医療に資するため、徳島南部自動車道や 阿南安芸自動車道の整備促進を図る。

3 農道、林道等の整備

(1) 農道

県内の農道として管理されている延長528km(令和6年8月現在)のうち過疎地域内の農道は延長373kmで、70.6%を占め、舗装率は76.8%と県平均67.5%と比較し高い状況であるが、過疎地域に多くみられる飛び団地の農地を接続する農道の整備は重要である。

また、農道は、農産物の生産から流通に至る輸送等の基幹的施設であるばかりでなく、 農山村地域の生活環境改善、農山村と都市との交流促進を図る上でも極めて重要な施設 であることに加え、災害発生時には輸送路としての役割を果たすことから、今後も計画 的に整備を図る。

(2) 林道等

林道の総延長1,876km(令和7年3月現在)のうち、過疎地域内は 1,703kmで91%を占めている。林道は、効率的な林業経営と適正な森林整備を進めるための基盤施設であるほか、山村地域の生活環境の改善や災害発生時には避難路及び緊急輸送路を補完する上でも重要な施設であることから、計画的に整備を推進する。なお、林道の整備に当たり、特に基幹的と認められるものについては、県が代行して整備する。

漁港関連道については、漁獲物の流通や輸送の合理化はもとより、災害時の避難路ともなることから、漁村環境改善のため、計画的に整備及び改良を推進する。

4 徳島ならではの地域公共交通ネットワークの実現

バスや鉄道など県内の公共交通を取り巻く環境は、モータリゼーションの進展や人口減少による利用者の減少、運転手不足の深刻化などにより、非常に厳しい状況にある一方で、学生、運転免許返納後の高齢者などの車を運転できない方々の移動手段の確保や訪日外国人旅行者などの二次交通手段として、「公共交通」の重要性は年々高まっている。このため、徳島ならではの「革新的な公共交通ネットワーク」の構築に向け、多様な担い手によるモーダルミックスを中心に、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを形成し、利用者の増加につながる好循環を生み出せるよう、幹線バスなど市町村を跨がる広域的な移動手段や公共ライドシェア、また自動運転など新たな交通システムを含めた地域の移動手段の確保に向け、国や市町村、交通事業者と連携し、維持充実させるとともに、広域的な見地から、必要な助言その他の支援を行う。

5 交通の安全と円滑化対策

本県における交通事故の発生件数は近年、減少傾向にあるものの、児童や高齢者などの交通弱者が関わる事故は依然として発生しており、対策の強化が求められている。

このため、市町村や関係機関・団体との連携のもと、通学路や生活道路における安全かつ快適な道路環境の確保を図るほか、各季交通安全運動の取組、交通マナー向上対策や 高齢者交通安全対策等、各種交通安全対策を積極的に推進する。

6 地方港湾の整備

県下の過疎地域には3港の地方港湾があり、船舶航行の安全確保及び貨物量の増大に 対応するため、これまで港湾改修事業など港湾整備を進めてきた結果、物資物流や水産 業の振興に大きく寄与してきた。

しかし、今後、施設の老朽化が進むことから、港湾機能が低下するとともに、切迫する 南海トラフ巨大地震等の発災時には、緊急物資や避難者等の輸送に支障をきたすおそれ がある。

このため、各港の既存施設において加速するインフラ老朽化に対応する戦略的な維持管理のための長寿命化や耐震化を図り、平時はもとより発災時における地域の物流等の拠点としての機能の更なる充実を図る。

第6 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

過疎地域における住みよい環境づくりを目標として、良質な飲料水確保のための水道 設備の普及率向上、廃棄物やし尿の衛生的な処理施設の設置並びに公共下水道、集落排 水施設、コミュニティ・プラント及び浄化槽等汚水処理施設の計画的・効率的な整備を広 域的見地から実施し、均衡ある生活環境の改善を図る。

また、南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、地域防災力の強化や地震・津波災害に強いまちづくりの推進など、地震防災対策に計画的に取り組むとともに、消防・救急体制の充実強化を図るため、消防体制や消防施設などの整備を促進する。

さらに、中山間地域を中心に発生している鳥獣による被害は、農産物等への経済的影響のみならず、住民の安全・安心な生活環境や自然環境をも脅かす状況となっている。このため、国や関係自治体等と連携し、捕獲と防護による鳥獣被害対策を推進し、里山と周辺環境の保全を図る。

加えて、「生物多様性とくしま戦略」に基づき、県民や関係団体との協働により、「生物 多様性という地域資源を活かした、持続可能な循環型社会」の実現に向けた取組を推進 する。

2 簡易水道、汚水処理施設等の整備

(1) 水道施設

本県の水道施設は、令和5年度末現在、上水道施設18、簡易水道施設37、専用水道施設56、合計111の水道施設があり、これらによる水道普及率は97.4%である。 全国における普及率は98.2%で、本県は47都道府県中28位となっている。

特に、過疎地域では、上水道施設が5市町5施設、簡易水道が9市町村25施設、専用水道が6市町16施設、合計46施設が整備され、普及率は91.6%と、過疎地域以外の普及率98.1%と比べ、6.5ポイントの格差が生じている。

このため、今後の水道施設の整備については、各事業を推進し、水道施設の統廃合や拡張を行い、水道の未普及地域の解消を図る。

(2) 廃棄物処理施設

近年、世界的な資源制約の顕在化、地球温暖化、激甚化・頻発化する大規模災害など、 廃棄物行政を巡る情勢は大きく変化しており、持続可能性の高い社会づくりに向け、廃 棄物の適正処理を図る上でも、資源循環、脱炭素化、災害対策等の推進・強化が求められ ている。

このため、令和7年度策定の「第六期徳島県廃棄物処理計画」に基づき、市町村と連携 し、県民・事業者の啓発、指導、支援に取り組むことで、廃棄物の適正処理に基づく資源 循環のさらなる促進を図る。

また、し尿処理施設については、生活様式の変化により、浄化槽による処理が増加しており、浄化槽汚泥も増加傾向にあるため、し尿処理施設の計画的な整備を推進する。

(3) 汚水処理施設

汚水処理施設は、公共用水域の水質保全を図るとともに、快適な生活環境を確保し、また、観光レクリエーション振興等のための基盤条件としても極めて重要な施設であるが、本県の汚水処理の人口普及率は令和5年度末で68.5%である。

このため、公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等、地域の特性に応じて各種制度を導入し、計画的・効率的な汚水処理施設の整備を促進する。

(4) 火葬場施設の整備

火葬場施設は、公共の福祉のために必要な施設であり、尊厳を損なうことなく遺体の 火葬を円滑に行うことが重要であることから、運営の主体である市町村に対し、老朽化 施設の計画的な更新や耐震化の促進を図る。

3 消防・救急体制の充実強化

高齢化の進行により救急需要が増大するとともに、南海トラフ巨大地震をはじめ大規模災害時の「的確な初動対応」など、消防ニーズは「複雑化・多様化」している。

こうした中、将来にわたり消防体制を維持・確保していくため、消防広域化に向けた取組を促進するとともに、次に掲げる事業を推進する。

(1) 消防体制の整備・充実

過疎地域における消防非常備(勝浦町、上勝町、佐那河内村)の解消を含む消防広域化 を推進する。

また、消防団員の確保や活動の活性化を図るため、早期出動体制、予防行政の執行体制を確立するとともに、消防団員に対する教育訓練の充実を図る。

(2) 消防施設・設備の整備

消火活動のため、防火水槽等の消防水利施設や消防ポンプ等の消防施設の整備を促進する。

また、常備化・広域化を推進するために必要な消防署等の施設整備を促進する。

(3) 林野火災対策

林野火災を未然に防止するため、火災の危険性が高まる時期には、広く県民に対し注意喚起を行うとともに、林野火災発生時には、延焼の拡大を防止するため、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターとも連携し、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(4) 救急体制の整備・充実

消防非常備の地域においては、役場緊急患者搬送車又は民間委託により、救急患者の搬送が行われている。

救急体制の充実に向け、消防広域化を推進するとともに、緊急時にはドクターへリや 消防防災へリコプター等を活用し、迅速に救急活動を実施する。

4 地域防災力の強化

南海トラフ巨大地震等大規模災害時に、人的被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」による初期の救助・救出活動が重要である。

特に、過疎地域の山間部等では、土砂崩れ等による集落の孤立化が懸念されているため、次のような対策を推進する。

(1) 自主防災組織の充実強化

啓発や訓練等を通じて住民の防災意識の高揚を図り、住民が共に支え合い、初期消火や救助・救出活動を行う自主防災組織の結成を促進し、女性防火クラブや少年消防クラブ等とともに、地域住民の自主的な防災活動の活性化を図る。

(2) 孤立化対策の推進

大規模災害による集落の孤立化等に備えるため、地域の防災拠点施設の整備や衛星携帯電話等多様な通信手段の確保、県が保有する物資等の分散備蓄のほか、緊急輸送路を補完する市町村道や農道等の整備促進や大雪等による倒木を防ぐ事前伐採などの具体的な対策を推進する。

5 鳥獣被害等対策

鳥獣被害は、経済的な損失に加え、心理的にも生産者の生産意欲の減退を招くことから、農山村地域の生産環境や定住環境を保全する上で効果的な対策が求められている。

このため、鳥獣被害防止対策について、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数管理により、自然環境保護と野生鳥獣管理との調和を図りながら、野生鳥獣の生息・被害状況等を考慮し、捕獲、防護、環境整備などについてソフト・ハード両面から総合的な対策を推進する。

具体的には、最新技術を駆使した効率的な「捕獲」やデータに基づく「防護対策」の充実強化に努めて、野生鳥獣による農作物や造林木への被害軽減につなげるとともに、カワウに対しては追い払いや駆除などにより、アユをはじめとする重要水産動物の食害防止を図る。

また、捕獲した野生鳥獣を新たな地域資源として有効活用を図るため処理加工施設の整備や保冷車の導入を支援するともに、ジビエの衛生管理の徹底や消費拡大に取り組む。

6 生物多様性の実現

本県の豊かな自然環境や生物多様性を未来に継承していくためには、多様な主体との連携・協働による保全活動等が求められている。

このため、「生物多様性とくしま戦略」に基づき、産学官金連携のもと、コウノトリなどの希少野生生物の保護活動や特定外来生物等の防除対策、豊かな自然環境の保全活動等を推進する。

第7 子育て環境の確保、高齢者の保健及び

福祉の向上及び増進

1 子育て支援の充実、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進の方針

未婚化・晩婚化等に伴い少子化が進行し、こどもの数が減少する中、結婚、妊娠・出産、 子育ての希望が叶い、すべてのこどもが健やかに成長できる環境づくりが必要である。

このため、こどもも子育て当事者も幸せを実感できる社会の実現に向け、「とくしまこどもまんなか大作戦(徳島県こども計画)」に基づき、地域の実情に応じたこども施策を総合的に推進する。

また、本県においては、全国を上回る速度で高齢化が進んでおり、令和22年には高齢化率が41.7%にまで増加する一方、生産年齢人口割合は49.6%と、65歳以上の高齢者1人を約1.2人の現役世代が支える形になると予測されている。

特に、過疎地域においては、人口減少とともに、高齢化がより急速に進行しており、介護サービスの提供体制の確保等、多くの課題を抱えている。

このような状況の中、本県では、全国より前倒しで、生きがいづくりや介護予防の観点からの元気高齢者対策のみならず、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてきたが、今後も引き続き、この「地域包括ケアシステム」を推進・深化させていくことが必要である。

このため、「とくしま高齢者いきいきプラン(第9期徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画)」に基づき、介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、市町村においても、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者の保健福祉の向上及び増進を図る。

また、障がい者や障がいのあるこどもが、地域において自立した日常生活及び社会生活を営むため、障がい福祉の向上及び増進を図る。

2 子育て支援対策

(1) 保育提供体制の確保

共働き世帯の増加や就業構造の変化等により、仕事と妊娠・出産、子育てを両立できる 環境整備がより一層求められている。

このため、「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、安心してこどもを預けられる体制の整備や、全てのこどもの健やかな育ちを保障していくため、地域のニーズやこどもの発達段階に応じた保育及び子育て支援を推進する。

(2) 放課後児童クラブ等の整備

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するため、小学校に就学した児童を安全で安心して 預けることができる環境の整備は、引き続き実施する必要がある。

このため、国が策定した「放課後児童対策パッケージ」の趣旨を踏まえ、全ての児童が 放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域のニーズ に基づく放課後児童クラブ等の計画的な整備を推進する。

(3) 認定こども園制度の活用

過疎地域においては、出生数が著しく減少しており、幼稚園又は保育所をそれぞれ単独で存続させることが困難となっており、人間形成にとって極めて重要な乳幼児期に、こどもが一定の集団で生活する機会を確保することが必要となっている。

このため、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる「認定こども園」制度を有効に活用することにより、こどもの集団生活の機会を確保する。

(4) 地域における子育て支援サービスの充実

過疎地域など人口減少の著しい地域においては、同世代のこどもの交流のほか、同じような子育て中の保護者の情報交換の機会の減少や、きめ細かな子育て支援サービスが受けにくいなどの状況があることから、子育てしやすい環境の整備を図る必要がある。

このため、保育所等を利用するこどもの家庭だけでなく、全ての子育て家庭及びこどもを対象として、地域の実情やニーズに応じた、総合的な子育て支援を推進する。

3 高齢者福祉対策

(1) 在宅サービス

過疎地域を含め、県内の要支援者及び要介護者は平成30年度が48,905人に対し、令和4年度は49,241人と336人増加しており、今後もその増加が見込まれている。このような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の更なる推進・深化に向け、在宅サービスの一層の充実が求められている。

このため、介護が必要となっても、高齢者ができる限り在宅で自立した日常生活が営めるよう要介護高齢者の需要に応じた在宅サービス基盤の計画的な整備を推進するとともに、介護支援専門員、介護福祉士などの在宅サービスを担う人材の養成・確保及び資質の向上等を図る。

また、高齢者ができる限り要介護状態等にならないよう、自立した在宅生活を支援する観点から、介護保険の給付対象とならない高齢者等に対して、健康づくりや介護予防等の地域支援事業を積極的に推進する。

(2) 施設サービス

介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)の整備水準は、令和5年10月現在、65歳以上高齢者10万人当たり全国9位の状況であり、整備が進んでいる。

介護保険施設については、「とくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、過疎地域を含め、在宅生活が困難になった要介護高齢者等に対する適切な施設サービスの提供を図る。また、これまでの集団処遇的なサービスの提供から、できる限り在宅に近い生活と、個人の生活を尊重した個別ケアが実現できるよう、「個室」や少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを実施する「ユニット型施設」の整備を推進する。

あわせて、介護保険施設からの退所者やひとり暮らしに不安を感じる高齢者など、生活支援を要する高齢者が居住できる施設として、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の「高齢者の多様な受け皿」の整備を図る。

(3) 生きがい対策の充実

全国よりも高齢化が急速に進む本県では、これまでも、高齢者を地域社会を支える「新たな担い手」であるとして、従来からの「支えられる側」という高齢者像の転換を図り、 高齢者の活躍する社会を目指す施策を推進してきたところである。

今後も、一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら地域社会全体を支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を図るため、高齢者を含めた多様な主体が、「支え手」、「受け手」という関係を超えて参画し、地域社会全体を支え合っていくことが重要となっている。

このため、アクティブシニアが、長年の経験で培った「知識」や「能力」などを地域で活かしながら、「生涯現役で活躍」できる環境づくりや仕組みづくりを推進する。

(4) 高齢者の安全・安心対策

核家族化の進展や平均寿命の伸長などから、県内のひとり暮らし高齢者世帯数は、過疎地域を含め、平成27年の国勢調査では39,325世帯、令和2年の国勢調査では42,341世帯となっており、今後も増加することが見込まれている。

このため、ひとり暮らし高齢者等には介護保険制度や住宅改修など福祉サービスの情報提供を行うとともに、地域支援事業や地域の健康づくりや生きがいづくり活動などを通じて、社会活動への参加促進や引きこもり防止対策等の取組を推進する。

また、ひとり暮らし高齢者等が不安や孤独感をもつことなく、生きがいをもって安心して暮らすためには、日常的に見守り活動が行われる体制の構築が必要であることから、行政、民生委員、老人クラブだけでなく、定期的に家庭への訪問を行っている民間団体と協定を結び、官民一体となった見守り体制の構築を推進してきたところである。今後も、関係機関の連携を深め、地域での「重層的」かつ「きめ細やかな」見守り活動の充実・強化を図る。

(5) 認知症高齢者施策の推進

今後、特に「認知症有病者の割合」が約3分の1となる「85歳以上の人口」が増えることにより、県内の認知症高齢者の人数も増加すると見込まれるなか、認知症は誰もがなりうるものであるという認識のもと、認知症があってもなくてもその地域で暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでいくことが必要である。

このため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び国の「認知症施策推進基本計画」を踏まえた都道府県計画を策定し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、行政、医療、福祉、民間事業者、住民が一体となって、各種施策を総合的に実施していけるよう、「新しい認知症観」の普及啓発、支援体制の整備、関係機関の連携強化を推進する。

4 障がい福祉対策

本県の障がい者手帳(身体障害者、療育、精神)全体での所持者数は、近年、漸減傾向ではある一方で、療育手帳及び精神障がい者手帳所持者数は増加している。

このような中、「徳島県障がい者施策基本計画」に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、市町村や関係団体と連携し、障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、就労や芸術文化・スポーツなどを通じた障がい者の社会参加の促進に取り組む。

中でも、障がい者の地域移行を推進するとともに、地域での生活をより一層安心できるものとするため、地域生活支援拠点等の整備を推進するほか、障がい者の生活の安定・自立を促進するため、障がい者就労支援施設利用者の工賃向上に向けた取り組みを推進する。

第8 医療の確保

1 医療の確保の方針

全国的に医師不足が深刻化する中、本県においても医師不足は、地域の医療を確保する上で大きな課題となっている。

徳島市を中心とした都市部に医師が集中する「地域偏在」や、過酷な勤務環境や医療訴訟等のリスクに起因する小児科・産科・救急など特定の診療科の医師が不足する「診療科偏在」が顕著となっている。

特に、過疎地域においては、勤務医師の不足や、既存診療所医師の高齢化に伴う後継者確保が困難な状況となっており、へき地を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。

このため、「第8次徳島県保健医療計画」に基づき、「県民一人ひとりの状態に適応した保健・医療・介護サービスが提供され、行き場のない患者を生み出さず、全ての県民が安心して暮らせる徳島づくり」を推進するとともに、へき地医療拠点病院やへき地診療所、地域医療支援機構、地域医療支援センターなど関係機関相互の連携により、へき地における医療の確保や診療の支援が継続して実施される体制を構築する。

2 無医地区対策

本県の過疎地域には多くの無医地区・無歯科医地区(半径4km以内に50人以上が居住しているが、医療機関を容易に利用できない地区)が存在し、令和4年10月時点では無医地区は10地区、無歯科医地区は15地区となっており、こうした地域の医療確保は大きな課題となっているため、次のようなへき地医療提供体制の充実を図る。

(1) へき地診療所の整備・充実

へき地住民の医療を確保するため、医師確保が困難な公立の診療所に自治医科大学卒業医師等を派遣するとともに、県立診療所の運営や市町村における「へき地診療所等」の整備を支援する。

(2) へき地医療拠点病院の充実

へき地医療拠点病院の医療機能を充実・強化し、へき地医療の質の向上を図る。

(3) 医師確保対策

ア へき地診療所への代診医派遣や診療支援など、へき地医療を総合調整する「地域医療支援機構」の充実・強化を図る。

イ 「地域医療支援センター」において、地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師 の配置などに取り組み、地域医療の安定的確保を図る。

- ウ 医学部学生を対象とした「医師修学資金貸与事業」や「夏期地域医療研修」の開催、 へき地をフィールドとする「寄附講座」の設置など、徳島大学や医師会等との連携を強 化し、へき地勤務医等の確保と定着を図る。
- エ 市町村、地域の民間歯科医療機関、県・地域歯科医師会と連携を図り、へき地における歯科医療の確保に努める。

(4) 医療DXの推進

へき地の医療現場が抱える医師の偏在や専門医の不足といった「医療格差」の解消を 図るため、最先端のデジタル技術を活用した医療提供体制の充実・強化に向け、徳島医療 コンソーシアム参加医療機関を中心に遠隔医療システムの拡充を図る。

(5) 救急医療の充実

へき地を含め遠隔地などにおける重症・重篤な救急患者の救命率向上や後遺症を軽減させるため、ドクターへリ等の活用とともに、周辺地域における救急医療機関との連携強化を促進するなど、救急医療の充実を図る。

3 特定診療科に係る医療確保対策

診療所があっても、特定診療科(小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科等)については、 十分な診療が受けられないなど、へき地と都市部との格差は広がりつつある。

このため、慢性疾患による長期療養、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科等、地域の医療ニーズに応じた医療の確保を図る。

4 疾病予防対策

(1) 健康づくりの推進

「徳島県健康増進計画(健康徳島21)」に基づき、生活習慣病の発症予防、重症化予防として、正しい知識の普及啓発をはじめとする生活習慣の改善や環境整備等の取組を推進する。

(2) がん対策

本県の死亡原因の第1位については、「がん」となっている。このため、がんによる死亡率の減少や、がんになっても適切な治療を受けながら、安心して暮らせる社会の構築を図るため、「がん検診受診率の向上」、「がんの一次予防の推進」や、がん医療及び連携体制の整備、がんと診断された時からの緩和ケア、サバイバーシップ支援等の取組を推進する。

第9 教育の振興

1 教育の振興の方針

急速に進む少子高齢化や東京圏への一極集中により、地方において、労働力不足や過 疎化の進行など様々な社会的・経済的な課題が生じる中、自らが持続可能な社会を創り 出していく「未来社会の創り手」として果敢に挑戦する力を育むため、令和5年度から令 和8年度までを推進期間とする「徳島教育大綱」を策定し、基本方針である「個性と国際 性に富み、夢と志あふれる『人財』の育成」の実現に向け、第4期「徳島県教育振興計画」 に基づき、「徳島ならでは」の未来志向の教育施策を推進している。

学校は、子どもたちにとって学びの場であり、地域コミュニティの拠点であり、災害時における地域の中核的な避難施設でもあり、地域住民にとって最も身近な公共施設である。

過疎地域においては、児童生徒の減少に伴う小規模校化が進む中、子どもたちが、安全・安心に学ぶことができる教育環境の実現や、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを推進する。

2 公立小中学校の教育環境の整備

令和7年4月1日現在、県下の過疎地域には、公立小学校44校、公立中学校28校(うち分校1校)があり、小学校20校(45.5%)が5学級以下、中学校4校(14.2%)が2学級以下の過小規模校である。

これら過疎地域の公立小中学校の教育環境の整備を図るため、次の取組を推進する。

(1) 教職員の適正配置

地域の実情を踏まえ教職員の定数及び配置の適正化を図るとともに、複式解消等に取り組むことにより、教育を通じた人材育成の充実を図る。

(2) G I G A スクール構想

GIGAスクール構想で整備された児童生徒1人1台端末と県域のアカウントを効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進する。

(3) 安全・安心な学校づくり

安全・安心な教育環境を実現するため、老朽化した校舎等の改修・改築や小規模建物を含めた耐震性を有しない建物の耐震補強を積極的に実施するとともに、全ての人が快適で利用しやすい学校づくりのため、バリアフリー化を計画的に実施するなど、施設整備を推進する。また、スクールガードによる巡回活動等の学校安全体制の整備、防犯体制・教育の充実など、ソフト面においても学校の安全・安心の確保に努める。

(4) とくしま回帰

変化の激しい社会に対応するため、家庭・経済団体・企業等の多様な主体と積極的に連携して、「ラーケーションの日」の導入等による「新しい学びの形」の実現や「ふるさと

とくしま」のよさや強みを知る機会の創出を図るとともに、持続可能な地域社会の創り 手育成につながる「徳島ならでは」のキャリア教育を推進する。

(5) 地方移住・交流

多面的な視点に立った考え方のできる人材の育成とともに、「二地域居住」や「地方移住」を促進するため、保護者の短期居住にあわせて、子どもの学校間の行き来を容易にし、地方と都市の双方で教育を展開する「デュアルスクール」を推進する。

(6) 小中一貫教育

また、小規模化する学校を存続させ、かつ教育の質を保障するため、地理的に分散した 小中学校が人的・物的に連携する「チェーンスクール」、学校・保育所・社会教育施設な どを「核」に、地域一帯で教育に取り組む「パッケージスクール」等、小中一貫教育の充 実を図る。

(7) 地域による学校支援

地域と学校の連携・協働強化事業では、地域住民の参画を得た放課後や週末等の学習・体験活動の場の提供や、地域学校協働活動に対して補助を行い、地域総ぐるみで子どもたちの成長を支える体制の構築を図る。

また、「地域とともにある学校づくり」をより一層進めるため、保護者や地域住民が、合議制の機関である「学校運営協議会」を通し、学校と力を合わせて学校運営に取り組むことができる「コミュニティ・スクール」の機能の充実を図る。

さらに、小・中学校区において、地域の高齢者、保護者など学校を支援する地域の団体 や連携組織を「学校サポーターズクラブ」として認証し、より継続的で一体的な地域学校 協働活動を推進する。

(8) 遠距離通学支援

遠距離通学の生徒の負担軽減を図り、学習活動に専念できるよう、総合寄宿舎の適正な整備・運用を行うことにより、学びの環境の充実を図る。

3 社会教育施設等の整備

地域の活性化のためには、集会施設をはじめ、公民館、図書館等、社会教育施設の機能の充実を図ることが重要である。特に、過疎地域においては公民館などが地域活動の中心的役割を担っていることやあらゆる世代の学びを支えている現状を踏まえ、こうした施設の機能充実を図り、地域活動を支援するとともに、生涯学習情報システムの一層の充実を図り、学習のための情報収集・提供を行い、住民の学習相談に活用する。

また、スポーツを通じて、健康・体力づくりと住民意識の一層の高揚が図られるよう、 地域の実態に即した体育施設の充実や利用促進のための広報活動を強化する。

こうした情報提供機能の充実を図ることにより、地域間・世代間交流の促進を図り、過 疎地域における社会教育、生涯学習の振興と、地域コミュニティ活動の活性化及び地域 社会を担う人材の育成を促進する。

第10 集落の整備

1 集落整備の方針

過疎地域の集落を取り巻く状況は、著しい人口減少や高齢化などにより、厳しさを増しており、集落機能の低下をはじめ、空き家や耕作放棄地の増加、森林の荒廃、貴重な地域文化の継承等、多くの課題を抱えている。

過疎地域において集落を維持し、若者等の定住人口の増加や地域への移住を図っていくためには、そこに暮らす住民が安全で、安心して日常生活を営むことができるよう、道路や学校、病院、公園などのインフラ施設の整備や老朽化対策をはじめ、庁舎と他用途施設との合築など、様々な手法による庁舎等の整備・改修、地域コミュニティ等が活発に活動できる環境づくりなどを推進する。また、医療・介護・福祉等のサービス提供体制の確保、コミュニティ活動等の集落の自主的な活動や集落の枠組みを超えた広域的に支え合う仕組みづくりへの支援、徳島ファンの創出・拡大に向けた情報発信やマッチングの促進など、ハード及びソフト両面からの集落の整備や維持・活性化に向けた取組を促進する。

2 集落の維持・活性化

集落の維持・活性化を図るためには、地域住民が中心となって構成される地域コミュニティや地域内外の多様な主体が連携して実施する、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興等の取組が必要である。

また、地域コミュニティ等の活動拠点として、廃校や空き家といったリタイアインフラなどを有効活用し、広域化された圏域内での公共施設の広域的な活用方策を検討する必要がある。

このため、地域コミュニティ等が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりや、「地域おこし協力隊」の活用及び任期終了後の集落での定着・定住を図るための起業・創業支援、徳島との絆を有する「徳島ファン」の創出などによる人材確保のほか、空き家の改修や移住・定住者向け住宅を整備するための国の交付金活用をはじめ、空き家バンク制度や各種支援制度を有効活用して、集落の現状や住民の意向を十分踏まえ、地域の実情に応じた集落の維持・活性化に向けた取組を促進する。

第11 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

本県には、「阿波おどり」、「阿波人形浄瑠璃」をはじめとする伝統芸能、「阿波藍」や「阿波和紙」、「阿波指物」などの伝統工芸といった、世界に誇る地域文化があり、過疎地域をはじめとする農山漁村など県内各地で守り継がれている。

地域文化は、人と人とのつながりを深め、人生に楽しみや感動、生きがいをもたらすだけでなく、地域の魅力の源となり、交流人口や消費の拡大など地域社会全体の活性化を図る上で重要である。

このため、「徳島県文化振興条例」の理念に基づき、過疎地域をはじめとする、地域固有の歴史的・文化的資産を再発見し、その保護・保存と活用に努めるとともに、地域文化の担い手の育成や、伝統行事・郷土芸能等の継承・振興を図り、地域の文化資源を核とした特色ある文化の創造・支援に努める。

2 地域文化の環境整備

地域文化の振興を図るためには、県民一人ひとりが様々な文化活動に参加し、優れた文化に触れる環境を整えることが重要である。

地域文化の振興を図るための施設は、交流や発信の場として重要な社会基盤であることから、既存施設の有効活用や文化施設の整備を図る。

3 地域文化の伝承と創造

過疎地域における、「棚田」などの歴史的な自然景観や「農村舞台」などの文化財、「襖からくり」などの伝統芸能を伝承するとともに、風土に根ざした個性豊かな資源を活かした新たな地域文化の創造を支援する。

また、地域の文化活動が活発に行われるよう、実践者・指導者など、文化を支える人材の育成に取り組むとともに、学校教育や社会教育のほか、様々な文化交流を通じて広く地域文化の魅力を発信し、普及・伝承に努める。

第12 再生可能エネルギーの利用推進

1 再生可能エネルギーの利用推進の方針

本県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「徳島県GX推進計画」に基づき、地域におけるクリーンエネルギーの最大限導入を推進している。

本県の過疎地域では、これまで地域資源を活用した水力発電の開発が行われ、近年では太陽光発電等の導入が進められてきた。これら再生可能エネルギーの確保により、環境負荷の軽減や災害対応力の強化のみならず、地域内におけるエネルギーの地産地消や地域経済の循環が図られることから、その重要性はさらに高まっている。

このことから、過疎地域における既存電源を含む再生可能エネルギーの安定供給とその普及拡大をさらに推進し、過疎地域の持続的発展と地域脱炭素化の実現を図る。

2 再生可能エネルギーの利用推進

過疎地域においては、豊富な自然資源や広大な土地などを有しており、これらを有効活用した再生可能エネルギーの導入拡大が期待されている。

過疎地域における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、水力発電については、大規模なものの適地は概ね開発済のため、中小の水力発電の導入を促進し、太陽光発電については、リードタイムが短く災害時に強い自立・分散型エネルギーであることから、過疎地域において活用可能なかたちでの導入を促進する。

また、風力発電については、陸上のみならず経済波及効果も期待される洋上風力についても導入を促進する。

これら再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境や地域住民との調和を重要 視し、地域と共生したかたちでの取組を図る。

3 バイオマス等の利用推進

木質バイオマスについては、資源の保全や既存需要者との調整を念頭に、未利用材活用やカスケード利用を基本に、エネルギー変換効率の高い熱利用等について地域内での利用を促進する。

また、家畜排せつ物については、堆肥化により耕種農家の土壌改良資材としての活用を図るほか、新たなエネルギー源としての活用を促進する。